

改正

平成21年3月30日告示第78号

平成26年3月28日告示第72号

花巻市審議会等公募委員選考要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、審議会、委員会等（以下「審議会等」という。）の公募委員の選考を公正かつ適正に行うために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において審議会等とは、次の各号に定めるものをいう。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例により設置された附属機関
- (2) 法律、条例の規定に基づかず、市政に関する市民の意見を反映すること等を目的として要綱等により設置された私的諮問機関

(公募委員の選考)

**第3条** 公募委員の選考に当たっては、選考委員会を設置し、選考を行うものとする。

(選考委員会)

**第4条** 選考委員会（以下「委員会」という。）は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 知識経験者
  - (2) 総合政策部長
  - (3) 審議会等の事務を所管する部長等
  - (4) その他市長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、公募委員の選考が終了するまでとする。
  - 3 委員会の委員長は、総合政策部長をもって充てる。
  - 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
  - 5 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。
  - 6 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
  - 7 委員会は、非公開とする。

(選考方法等)

**第5条** 公募委員の選考は、応募書類によるものとし、必要に応じて面接を行うことができる。

2 前項の規定による選考にあたっては、委員会の委員長は、審議会等の事務を所管する部長等と協議のうえ、事前に選考要領を定めなければならない。

3 選考の結果、公募による委員として適任であると認められる者の数が公募定数を超えるときは、抽選により公募委員を決定するものとする。

(再公募)

**第6条** 公募委員の募集を行った場合において、次に掲げる場合は、再公募することができる。

(1) 応募がなかった場合又は公募による委員として募集した人数に応募者が達しなかった場合

(2) 選考の結果、募集した人数に達しなかった場合

(再公募によっても公募定数に達しないときの措置)

**第7条** 前条の規定による再公募を行ってもなお公募定数に達しなかった場合で、当該募集した人数を満たす必要がある場合は、公募によらず委員を選考することができる。

(応募者への通知)

**第8条** 選考の結果については、各応募者に通知するものとする。

(庶務)

**第9条** 委員会の庶務は、審議会等の事務を所管する課等において処理する。

(委任)

**第10条** この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

#### 附 則 (平成21年3月30日告示第78号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

#### 附 則 (平成26年3月28日告示第72号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。